



広報

# 川越

— No. 288 —

## 6月10日

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)23-1450代 ■発行人 川越市長 加藤 龍二 ■編集 企画部企画課







2階へ上るならかなスロープ



老人会館案内図

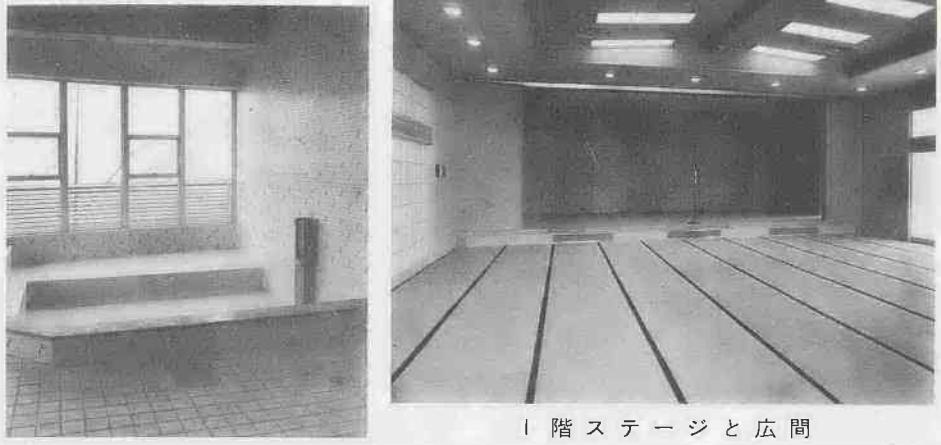
# 老人

# 会館オープン



老人会館全景

伊佐沼が一望できる浴室



1階ステージと広間

昨年八月から伊佐沼湖畔（大字伊佐沼六一二番地）に建設が進められていた川越市老人会館がこのほど完成し、六月八日からオープンしました。

老人会館は、多年社会の発展に貢献されてきたおとしよりたちの「いこいの場」として建設された施設です。建物は鉄筋コンクリート造一部二階建てで、建物の延面積は千八百平方メートルあります。会館の内部には、美しい伊佐沼の湖水を一望に見渡すことのできる浴室をはじめ、大集会場ステージ、健康相談室、ホール、機能回復訓練室、娯楽室、読書室などがつくり、専用バスで送迎いたします。

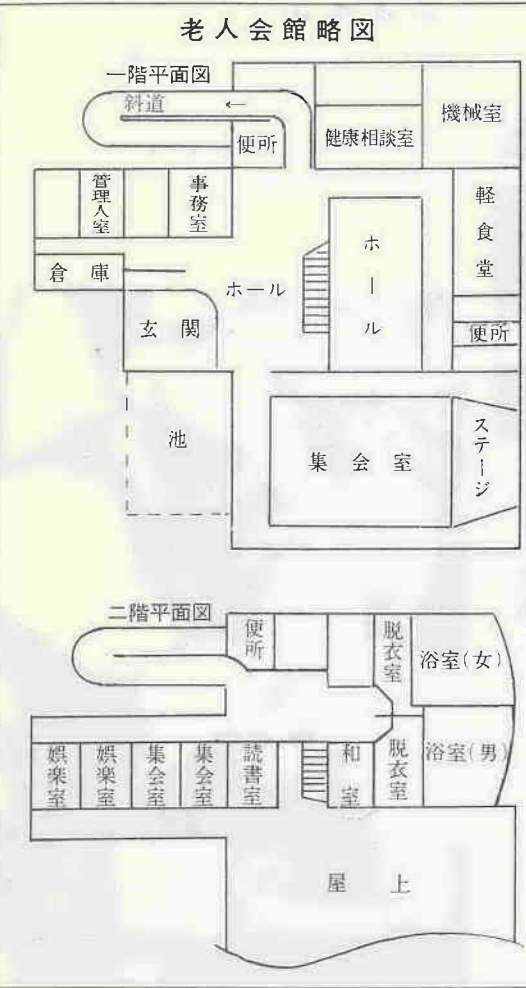
れ、おとしよりの人たちが楽しいひとときをすごせるようになっていきます。近くには伊佐沼浄水場があるほか、眺望もたいへんよいところで、緑の水田や秩父連山、はるか遠方には富士の姿を見ることができ、このように環境、風光のよいところに建設された老人会館を、どうぞお気軽にご利用ください。

なお、老人会館は国民年金の特別融資施設です。

老人会館の利用方法などは、次のとおり

## 利用方法

- ①申し込み方法  
▽申し込みは老人クラブ単位または個人でもできます。
- ②利用の予約は、利用日の三日前までに電話等で直接老人会館へお申し込みください。
- ③申し込みの用紙は老人会館に用意してありますから、来館のときに記入してください。
- ④満員のときはお断りすることがあります。※昼食は各自ご持参ください。※くわしいことは老人会館（☎二四一三三六六）へお尋ねください。



## 福祉年金

### 支給制限が緩和

#### 年金額十一月から引上げ

このほど福祉年金法の一部改正が行われ、これに伴って福祉年金の支給制限が緩和されました。

福祉年金は、支給に必要な費用の全額を国の財政でまかなっています。ですからその人が他の制度から恩給やその他の年金を受けていたり、あるいは一定水準以上の所得があるような場合には、年金の全額または一部の支給が停止されることになっています。

今回の改正で、緩和された支給制限の基準は次のとおりです。

▽本人の所得による制限 従来三十二万円（前年の収入から必要経費を差し引いた額が、三十五万円に引き上げられました。

また子や孫の加算額が一人十万円から十二万円に増額されました。

適用はことしの五月からです。

▽配偶者または扶養義務者の所得による制限 従来扶養義務者二人の場合の九十四万三千二百円は、

## 福祉年金の主な改正点

項目	現行	改正後
所得制限額	円	円
○本人所得の場合	320,000	350,000
○子・孫・孫の子に養っている場合	100,000	120,000
○配偶者の所得	610,450	881,500
○扶養親族の数	0人	1人
○1人につき	763,375	1,059,000
○2人	851,725	1,174,000
○3人	943,200	1,289,000
○4人	1,036,300	1,404,000
○5人	1,129,400	1,519,000
○6人以上	93,100	115,000
年金額の引き上げ		(46年11月分)
○老齢福祉年金(年額)	24,000	27,600
○障害	37,200	40,800
○母子・準母子	31,200	34,800

百二十八万九千円に増額されました。（母子福祉年金の本人の所得についてもこの基準によります）

適用はことしの五月からです。

▽他の制度から年金を受けているときの支給制限 公務扶助料や遺族年金または増加恩給など、戦争公務による年金を受けている方はこれが准士官以下の階級のものである場合には、福祉年金を停止しないで両方の年金が支給されることになりました。

適用はことしの十月からです。

このように、福祉年金の支給制限が大きく緩和されましたので、これまで福祉年金の請求をしてもどせ停止されるからという理由で請求をしない方が多かった方も出てきます。まだ裁定請求書を提出していない方は、さっそく市役所保険年金課へ申し出て手続きをしてください。

## 表紙写真

\*蔵造り：：：④

川越は城下町として発展した市で、江戸時代から商業はとくに活気にあふれ、小江戸と呼ばれるほどのにぎわいを見せていました。

その商人の象徴ともいわれるのが蔵造りで、まっ黒でどっしりした土蔵や、大きな鬼ガワラで身を守った蔵が、いまでも中央通りに立ちならんでいます。この土蔵造りは、江戸時代にはじまったといわれます。そして、この豪華な蔵は火災から貴重な商品や家財道具を守るための、商人のチエから生まれたものです。

明治二十六年（一八九三年）三月十七日の川越大火で、繁華街の大半が灰になったとき、よくできた蔵だけが焼け残ったため、これを見た商人たちは競って蔵造りにはげんだわけです。この大火で焼け残った市内元町一五、大沢貞治さんの土蔵造り（表紙写真右下）は、寛政四年（一七九二年）の折禰札があり保存状態も良好で、関東地方の町屋の蔵造り商家の古例として重要であることから、昭和四十六年三月に国指定の文化財になりました。

## 人材開発銀行開設

六月一日から、新しい職業紹介機関として、「埼玉人材開発銀行」が開設になりました。

この人材銀行は、県内の中小企業を中心とする事業所で、経営管理、技術管理などに、経験のある有能な人材導入の要請が高まっているためつくられたもので、定年退職者など有能な人材の再就職を促進しようとするものです。

事業内容は、求人、求職の登録と公開、求人求職の相談とあっせん、情報の提供などです。

くわしいことは、川越職業安定所が、直接人材銀行にお尋ねください。

開設場所 浦和商工ビル内（浦和市中町一四一〇）  
☎四八八一—三一九四七四

## 社会調査にご協力を

### ＝実施は6月中＝

全世界を対象に例年行なわれている「社会調査」が本年も6月中に実施されます。

この調査は、民生委員法にもとづくもので、民生委員・児童委員が、担当地区内の実情をはあくし、生活の指導、児童福祉、身体障害者福祉、老人福祉、母子福祉、そのほかみなさんの福祉増進のための資料とするものです。

調査表は、6月中に各ご家庭へ配布されますから、必要事項を記入して、地区民生委員に提出してください。

四月二十六日付で、次の方々が欠員になっていた地区の民生委員児童委員として、厚生大臣および埼玉県知事から委嘱されました。

川越市の民生委員・児童委員の定数は百七名で、それぞれの地区で地域住民の福祉をはかるために活躍されています。（敬称略）

▽小川英雄 仲町担当（仲町二番地一、☎二二〇一七〇）

▽石島 衛 中町一丁目二番地三、当（中町一丁目二番地三、☎二二〇九六〇）

▽落合芳雄 大字中福担当（大字中福七一五番地☎四三三四二五七）

## あなたの住所は

経済活動の拡大にともなって、川越市はここ数年、人の出入りがはげしくなってきました。

地方から転入する人、家を新築してそこへ移る人、結婚してアパートに住む人などさまざまな異動がありますが、これらの場合にはすべて市役所または出張所へ届け出をしなければならぬことになっています。住所が変わったに届けをしないと、役所からのいろいろな通知が届かないばかりでなく、役所で一方的にその人の住所を抹消することもあります。

次のような場合には、忘れず届け出を行ってください。

- ①市内で住所が変わったとき
- ②市外へ住所が変わるとき
- ③市外から市内に住所が変わったとき

届け出を行っていただくものは印鑑、米穀通帳、国民健康保険証（加入者で転入者をのぞく）国民年金手帳保管証（加入者で転入者をのぞく）です。

## アパート・貸家をお持ちの方へ

アパートや貸家、寮などをお持ちの方は、新しく入居の契約をされる方へ住所の異動をするようにご指導いただきたく願います。

またアパート、寮には、名前や寮名をつけたり、部屋数が多いときには部屋番号をつけていただくこと、住所の所在がはっきりし、郵便の間違いもなくなります。

なお市役所の住民台帳には、アパート名や部屋番号、〇〇方まで記載することになっています。





ぼくらの作文

その日は、早く



ハイキング 福原小 四年 森山 聡

ハイキング... 森山 聡... 福原小 四年

ハイキング... 森山 聡... 福原小 四年

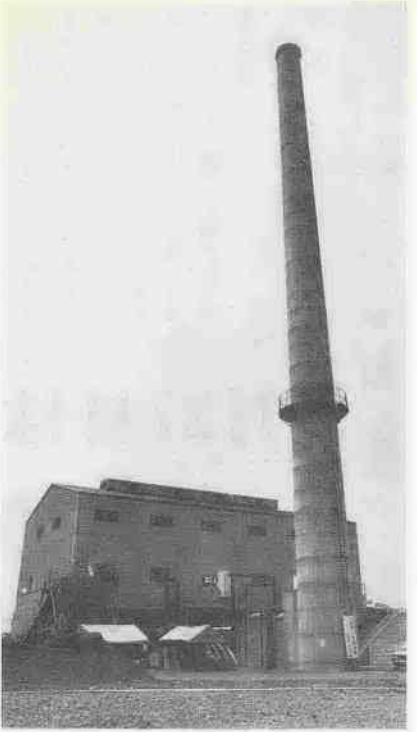
ハイキング... 森山 聡... 福原小 四年

ハイキング... 森山 聡... 福原小 四年

ハイキング... 森山 聡... 福原小 四年

きょうはおじいさんの来る日だ。ぼくは、学校がおわって、急いで帰ってきた。家の前までくると、おじいさんの声が聞こえた。

ハイキング... 森山 聡... 福原小 四年



〔クレーンとごみ投入ホッパー〕

100トン処理の ごみ焼却場完成

2直制の運転で、1日に100トンのごみを処理できるじん荼焼却場が、芳野鹿飼に完成しました。

ハイキング... 森山 聡... 福原小 四年



平塚橋完成

42年から工事が進められていた平塚橋が完成、竣工式が関係者を集め行なわれました。



親善・博愛・奉仕を誓う

JRCの登録式

このほど、川越小学校でJRC（青少年赤十字団）の登録式が行なわれました。

写真ニュース

古谷公民館できる

地区の公民館として、芳野公民館について、古谷公民館が完成しました。



ナンシィ・ミリオ博士 母子愛育会の活動を視察

ミシガン大学で母子福祉について研究しているナンシィ・ミリオ博士が、このほど川越を訪れ、母子愛育会の活動状況を細かく視察しました。

川越の歴史 ②

彼等は良い土地を広く持ち、農事に明るく、統率力を備えており、やがてムラを治めるようになりました。

弥生・古墳時代の川越 仙波など4つの古墳群

今世紀に入る前後から四世紀ごろまでは、本県地方の弥生時代ですが、市内からはこの時代の遺物や遺跡があまり発見されて...

グループ紹介 あじみクラブ

月曜日の夜に 現在会員は二十七人です。講師にお願いしている田島先生の親切なご指導のもとで、料理はもちろんのこと、栄養のバランス、食生活の改善すべき点等、いろいろなことを学び、日常生活に大変役立つと思います。これから料理を通じて会員の親睦を深めていきたいと思っております。

声 腹立たしい航空宣伝

近年、全国各地で各種の公害が多発し、市民生活を脅かしています。浦和市の条例は、公害問題は一般的に広範囲にわたる場合が多く、一市町村がこれを規制または禁止しても効果がありません。



六月二十七日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。いうまでもなく、わが国の国会は、衆議院と参議院の二院制をとっています。もしこれが一院制ですと、ともすれば一党一派による多数決横暴による政治弊害も生じかねません。そこに参議院の使命があるわけですね。

参議院は二百五十名で構成され、全国区から百名、都道府県を単位とした地方区から百五十名が選出されます。任期は六年で、三年ごとに半数が改選される仕組みになっています。

みなさんが投票する場合は、地方区から一名、全国区から一名を選び、それぞれ別な投票用紙に記入し、投票するわけです。

### 投票できる人

投票できる人は、次の要件に該当する人で、選挙人名簿に登録されている人です。

昭和二十六年六月二十八日まで生まれ、昭和四十六年三月二日までに住民基本台帳に登録されている人です。

市外から転入された場合は、本年三月二日までに転入届を行なった人。ただし、三月三日以後転入された人は、旧住所地で投票することになります。現住所の選挙で不在者投票ができます。

選挙人名簿に登録されていても、犯罪などで選挙権の資格を失っている場合や、誤って名簿に登録されていた場合は投票できません。

### 入場券は確かめて

投票所入場券は、おそくとも二十四・五日ごろまでには、お届けする予定です。入場券が届きましたら、投票所名、住所、氏名などを確かめてください。また今回から入

## 6月27日は 参議院議員選挙の投票日です

### ＝あなたの一票でりっぱな人を＝

### 投票時間と投票順序

投票できる時間は、午前七時から午後六時までです。

投票所の入口には、字町名の書いた立札が立ててあります。投票ははじめに地方区、次に全国区の順に行ないますから、間違いないよう注意してください。

### 依り記載と点字投票

身体の不自由や、文盲のために、自分で文字を書けない人は、投票所で係員に申し出てください。係員があなたに代って、代理に記載します。代理記載でも投票の秘密は厳守されます。

また目の不自由な方は、点字投票ができますから、その旨を係員に申し出てください。

### 投票の注意事項

投票を他人に譲ったり、他人の分を投票したり、選挙権のない人が投票したりすると、犯罪に問われ、厳重に処罰されます。

このようないふことは絶対にしないよう十分注意しましょう。

また次のような場合は無効投票になります。せつかく投票しても無効になってしまつては意義がありませんから注意してください。

▽正規の用紙を用いないもの。

### 不在者投票は... 本人の宣誓書で

選挙は、有権者が投票所に行つて投票するのがたてまえていますが、やむを得ない事由で、投票日に投票所に行くことができない人のために、投票日前に投票する不在者投票という制度があります。

従来はこの制度もきびしい規制があつたわけですが、前回の選挙から、その規制も緩和され簡単にできるようになりましたから、当日投票所に行くことができない人は、不在者投票を行なつてください。

▽候補者でない人の氏名を書いたもの。

▽一枚の投票用紙に候補者の氏名を二人以上書いたもの。

▽候補者の氏名のほか、他のことを書いたもの。

▽候補者の氏名を自分で書かないもの(代理投票は除きます)

▽どの候補者の氏名を書いたのか確認したいもの

▽選挙人が、やむを得ない用務、または事故などのため川越市の区域外に旅行中か滞在中のとき

▽選挙人が、病氣、けが、妊娠、老衰、身体障害、産じよくなどのため歩行がいちじるしく困難なとき(ただし、在宅投票はできません)

▽選挙人が、監獄、少年院またはを書いたもの。

▽候補者の氏名を自分で書かないもの(代理投票は除きます)

▽どの候補者の氏名を書いたのか確認したいもの

▽選挙人が、やむを得ない用務、または事故などのため川越市の区域外に旅行中か滞在中のとき

▽選挙人が、病氣、けが、妊娠、老衰、身体障害、産じよくなどのため歩行がいちじるしく困難なとき(ただし、在宅投票はできません)

▽選挙人が、監獄、少年院または

### よく知ろう候補者の政見

候補者の経歴、政見など、よく聞き、よく読んで立派な人を選び参考にしてください。

▽選挙公報

選挙公報は、投票日の二日前までは皆さんのお手元にお届けしています。

▽テレビ・ラジオ放送

テレビやラジオによる、候補者の経歴・政見放送も行なわれますから、新聞のテレビ・ラジオ番組をよくご覧になって、お聞きにならうにしてください。

▽立会演説会

立会演説会は、六月二十三日午後七時二十分、市民会館で開かれます。

各候補者の演説を直接聞き、その人物、識見、政見などを比較、判断できる良い機会ですから、みなさんお出かけください。

▽選挙運動用ポスター

今回の参議院議員選挙に使用される選挙運動用ポスターは、地方

### 不在者投票の期間

六月四日から六月二十六日までの間で、時間は毎日午前八時三十分から午後五時までです。

### 変更した投票所

▽古谷農協内が、古谷出張所に

▽山田中学校内が、同校体育館に

### 早期発見で被害を防止

#### 湿地に多いシロアリの発生

最近シロアリの被害が、全国的に増えています。シロアリの被害は木造建造物をはじめ板べい、電柱、枕木、衣類、紙、革製品など幅広くおよんでいます。日本には現在五種類のシロアリが生息しているといわれていますが、このうち家屋などに大きな被害を与えるのはイエシロアリとヤマトシロアリの二種類です。

シロアリの生態は蜜蜂や蟻などと同じように、女王アリ・兵アリ・職アリなどに分かれ、ひとつの家族でひとつの社会をつくっています。そして、その家族数はイエシロアリが五十万から百万匹、ヤ



シロアリのハネアリ

マトシロアリは一万から五万匹もいます。

シロアリの分布状況をみますと、イエシロアリは九州・四国を中心に神奈川県以西が多く、ヤマトシロアリはほぼ日本全国に分布しています。被害程度は、イエシロアリが天井・屋根裏まで被害するのにくらべ、ヤマトシロアリは

比較的地上付近を食害するのが特徴です。

シロアリは比較的日当たりが悪く湿度の多い、しかも割合に暖かい場所に発生しやすいものです。たとえば風呂場や台所、洗面所、便所付近、雨漏りのある箇所、吹き降りのかかる軒下などが被害を受けやすいところですね。

### 家庭でのシロアリ 発見のコツ

シロアリは普通目につかず発見がむずかしいのですが、家庭での比較的簡単なシロアリ発見のコツをご紹介します。

▽ハネアリが飛ぶのを見た四五月下旬から七月にかけてシロアリの一部は、ハネアリとなり群をなして飛びたちます。ハネアリが飛び出した付近には必ずシロアリの巣

があるはずですね。

▽シロアリの通路(蟻道)がある。家屋の基礎や土台などに蟻道がある場合は、シロアリが侵入している証拠です。イエシロアリの場合は、小屋組みのものにも蟻道をつくりまわすから、天井うらなども調べてみましょう。

▽柱などをたたくと、うつろな音がする。

▽床がブカブカする。

▽棟や屋根がぶつたり傾いたりしている。

▽近くでシロアリの被害が発生している。ハネアリはかなり遠くまで飛びまわすから、近所に被害があつたときは自分の家屋も疑つてみる必要があります。

シロアリの防除やくわしいことは、市役所衛生課へお尋ねください。

### ライフル銃所持制限がきびしく

このほど銃砲刀剣類所持等取締法が一部改正になりました。おもな改正点は次のとおりです。

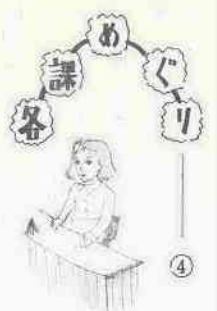
▽ライフル銃の所持制限がきびしくこれからはライフル銃を所持しようとする場合には、所持制限が厳しくなりました。くわしいことは直接川越警察署防犯課へお尋ねください。

▽現在ライフル銃をお持ちの方へ。二〇二〇年の五月二十日以前からライフル銃を所持している人は、法律改正で五年以内に更新等の手続きをしても、昭和五十一年五月十九日になりますと許可が失効となります。そしてこの時点からは許可条件の制限がきびしくなります。

▽銃砲の所持許可を受けた人。銃砲を堅固な設備のあるところ(ガンロッカー)へ錠をかけて保管することになりました。

▽銃砲は、空包・実包または金属製弾丸を必ず別々に保管することになりました。したがってガン

### 市民課



市民係

市役所で市民の方と一番多く接するのが市民課の窓口です。現在一日平均約二百人ほどの方が市民課にいられます。窓口の仕事は市民係九名で担当しています。

▽市民係のおもな仕事は、次のとおりです。

①印鑑登録と証明(6番窓口)

印鑑は、いちばん多く市民の方と接する窓口です。川越市の印鑑登録は他市(保証人制度)とは違いハガキによる照会制度となりまして、原則として登録と同時に証明書は発行できないことになっています。また代理人申請の委任状は、本人署名に重点をおいていますので、ときにはこれらについて窓口で口論になることがあります。この扱いは、印鑑証明による事故を防止するためのものですから、ご協力をおねがいします。

②住民票と異動(7番窓口)

住民票の写し、転入、転出、転居から国民健康保険、国民年金の加入脱退まで、幅広い受け付けを行なっています。以前は住民票と異動

点がありましたら遠慮なく市民課までお聞かせください。今回は保険年金課を紹介し

ロッカーのほかに、実包の保管庫が必要になります。

▽公安委員会は銃砲の所持者に、保管状況の報告を求めることができるようになりました。実際には警察官が調査をしますからご承知ください。

▽模造けん銃の所持禁止。模造けん銃(金属でつくられたけん銃に類似したもの)を所持することが特定の場合を除いてできなくなりました。

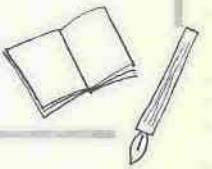
▽模造刀剣類の携帯禁止。模造刀剣類(金属でつくられた刀、剣、やり、なぎなた、あいくちなどに類似したもの)の携帯ができなくなりました。

▽事故届。許可や登録を受けた銃砲もしくは刀剣類を所持する人が銃砲や刀剣類を亡失したり盗難にあつた場合は、直ちに警察署に届け出をすることになりました。

※なおわからないことは、川越警察署防犯課へお尋ねください。



# おし らせ



## 民主教育を 考える

杉浦 宏氏

### 教育入門講座

●ねらい…今日の混みいった教育問題をどう考え、どう解決していったらよいかを仲間といっしょに学習します。

●主催…川越市中央公民館

●期間…六月二十四日(木)～七月二十二日(木)までの毎週木曜日、午後七時～九時まで

●会場…中央公民館講座室

●対象…市内に在住・在勤する成人

●定員…五十人

●受講料…無料。ただし雑費三百円、申込時に納入してください。

●講師…北里大学教授 杉浦 宏氏

●内容…教育とはどんなことか 戦前、戦後の教育の比較と検討 現代の教育問題と教育改革への展望など。

●申込…六月十九日(土)までに雑費をそえ、中央公民館へ(川越市三久保町一八一三)

●テキスト…岩波新書、W・O・レタースミス著、周郷 博訳 「教育入門」、テキストは各自でご利用ください。

●受講料…無料。ただし雑費三百円、申込時に納入してください。

●申し込み…六月十九日(土)午後六時から十月十一日までとし、郵送の場合は十月十一日まで

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

時三十分～午後八時三十分  
○とてころ…川越市中央公民館

○入場…無料

○プログラム

一、青年とレジャー…余暇の意義と役割についてのディスカッション(ドラマ(白黒、三十分))

二、おとくさんは素晴らしい…人の父親の姿を子どもは素直に…おとくさん(白黒、三十分)

三、かあちゃんに魔女…主婦たちのパレーボールという集団的なスポーツをとおして集団と家庭を描く(白黒、三十六分)

四、埼玉ニュース、百五十八号、百五十九号(各十分)

南公民館

婚前教養講座

受講者募集

南公民館では、結婚前の若い皆さんのより幸せな結婚へのアドバイスとして婚前教養講座を開きま

す。お誘い合わせ、ご参加ください。

●とてころ…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

## 移動図書館のご利用を

埼玉県立図書館のブックモビル「むさしの号」の川越市内を巡回する日程がつぎのようにきまりました。

- ▽6月15日(火)、7月13日(火)、8月11日(休)、霞ヶ関角栄団地(10時40分)一霞ヶ関公民館(1時)一名細(2時)一山田(3時10分)
- ▽6月25日(金)、7月27日(火)、8月26日(木)、南古谷(9時30分)一高階(11時20分)一福原(1時)一霞ヶ関東急団地(2時30分)
- ▽6月29日(火)、7月29日(木)、8月27日(金)、大東(1時10分)

十一月まで、毎週月曜日、午後六時三十分から八時三十分

●とてころ…南公民館(川越駅西口前)

●対象…市内に在住・在勤の満二十歳以上の青年男女

●受講料…無料(ただし運営雑費として五百円)

●申込…六月二十五日までに雑費を添えて南公民館へ、定員五十人になり次第締切ります。

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

## 前号の訂正

五月二十五日発行の広報川越に混合予防接種のお知らせを掲載しましたが、接種を受ける該当者の内容で若干わかりにくい点がありました。次のように訂正しお詫びします。

▽昭和四十五年七月一日～同年十二月末までに生れたお子さんは、三回接種を受けてください。

▽昭和四十五年三月までに、三回接種を受けたお子さんは、今回実施する日程のうち、第三回目に、一回だけ受けてください。

なお実施の日程は、前回(五月二十五日発行)の広報紙をご覧ください。

●とてころ…六月二十二日(火) 午後一時～四時

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

●申し込み…六月二十八日(月)から

## 納期のご案内

- 今月納めていただくものは、
- 市県民税……………第1期
  - 国民年金保険……………第1期
  - 下水道受益者負担金……………第1期
- です。
- 6月末日までに納めましょう。



# 統一地方選挙後の初市議会開かれる

## 議長に栗原定一議員

### 副議長に伊藤宗一議員が選出される

今回の統一地方選挙により、市民の付託に応えて、選出された議員による、初の市議会が、五月十日午後一時に、市役所議事室に招集されました。

招集にあつての件名は「川越

市議会議長選挙について」ほか、六件でした。

地方自治法の規定により、当日出席の最年長議員である、栗原定一議員が、臨時議長となり、着席した議席を仮議長とし、市議会議長の選挙を実施した結果、議長に栗原定一議員が、当選いたしました。

つづいて、各議員の議席を決定し、会期を一日間とさだめ副

このたび、不肖私が、川越市議会副議長の要職に選任されたことはまことに光栄のいたりでありその責任の重大さを痛感するものであります。

もとより、浅学非才、その職に値する者ではありませんが、ご衆知のとおり栗原議長は、本市議会議員として、議員経験、経歴も豊かで、その人格については、なんら非の打ちどころもない方でありまして、このような立派な議長の補佐役として、私が、適任であるか、と、いささか危惧するものであります。



副議長就任のあいさつ

川越市議会副議長 伊藤宗一

すが、選ばれました以上、誠心誠意、その職を全うすべく、努力いたす所存でございます。

近年、発展の甚ましい本市におきましては、さまざまな、行政面の隘路も存在するものと存じますがそれらの解決については、市理事者・市議会が、一致して、市民福祉のため、努力することこそ必要であるものと存じます。十七万市民の皆さまとともに、ますます発展する、本市および本市議会のために微力ながら、精魂を傾注し、副議長としての職分を全うしたいと考えてございますので、よろしくご協力ご指導をお願い申しあげ、就任のあいさついたします。

議長選挙を実施した結果、伊 宗一 議員が、副議長に当選いたしました。

ついで、それぞれ議案、議事関係の役職などを決定し、市議会第二回臨時会を終了いたしました。

▽ 川越市議会議長選挙については、地方自治法第百三条第一項の規定により、選挙を実施した結果、つぎの議員が当選いたしました。

- 栗原定一 議長
- 川越市岸町二丁目八番地二 明治三十年八月三日生

▽ 川越市議会副議長選挙については、地方自治法第百三条第一項の規定により、選挙を実施した結果、つぎの議員が当選いたしました。

- 伊藤宗一 副議長
- 川越市大字大袋新田 四百六十七番地 明治四十三年五月 二十三日生



市議会だより

市民の皆さまには、市勢伸展のため、深いご理解と、ご協力を賜わり、厚くお礼申しあげます。このたび、はからずも不肖、私市議会議長に就任いたすことになりましたが、まことに、身にあまる光栄と存じます。選ばれました以上、伝統に輝く本市の市議会議長として、数多くの先輩議長の名譽を汚さないよう誠心・誠意努力いたす所存でございます。



議長就任のあいさつ

川越市議会議長 栗原定一

近年、地方自治行政は、ますます複雑多岐にわたり、多くの問題として、教育施設の充実、道路の整備、上・下水道の拡充、中小企業の育成、そして、市民福祉の面から、最近特に叫ばれている、公害問題や、環境衛生の保全など、解決されなければならない点を、かかえており、議会を代表して、その行政の一端をになう責任をあらためて、痛感いたしているものであります。

議会は、つねに、高い視野に立って、現下の動向を把握し、高い見識をもって行動し、市民の皆さまの付託に答えることこそ、もっとも大切であると存じます。

私、まことに微力ではありますが、市民の皆さまの代表であります、全議員の意志を尊重し、あくまでも議会が、公正かつ円満に運営できるよう、全力を傾注し、努力いたす所存でありますので、どうか市民の皆さまに、格別のご指導、ご協力を切にお願いいたし就任のあいさついたします。



# 市政を担う新議員

さる、四月二十五日におこなわれました、統一地方選挙の結果、川越市議会議員に当選の栄を担われた、新市議会議員の方々を、ご紹介申しあげます。

長い伝統を誇り、躍進する本市の発展のため、こんご四か年間にわたり、市政を担当される、議員の氏名・住所・所属常任委員会・所属する会派について、ここに掲載いたします。(順序は議席順)

原田 清議員



大字豊田本973番地  
文教常任委員会委員  
自民党議員クラブ

伊藤 義郎議員



連雀町10番地3  
厚生常任委員会委員  
自民党議員クラブ

犬竹 正雄議員



大手町4番地3  
厚生常任委員会委員  
自民党議員クラブ

木村豊太郎議員



岸町2丁目22番地5  
文教常任委員会委員  
共産党議員団

後閑 芳雄議員



脇田新町14番地16  
総務常任委員会委員  
社会党議員団

安田 謹之助議員



元町2丁目9番地7  
建設常任委員会委員  
社会党議員団

間仁田 春二議員



新宿町4丁目2番地13  
厚生常任委員会委員  
社会党議員団

森田 栄議員



大字今福763番地  
文教常任委員会委員  
自民党議員クラブ

中里 甲子寿議員



小仙波町1丁目6番地6  
総務常任委員会委員  
自民党議員クラブ

山口 登議員



大字寺山467番地  
文教常任委員会委員  
自民党議員クラブ

矢部 正左衛門議員



大字平塚新田2番地  
建設常任委員会委員  
自民党議員クラブ

山田 貞男議員



大字南大塚548番地  
建設常任委員会委員  
自民党議員クラブ

水村 高次議員



大字笠幡3,640番地9  
総務常任委員会委員  
自民党議員クラブ

大泉 清議員



連雀町30番地10  
総務常任委員会委員  
公明党議員クラブ

関根 永吉議員



末広町2丁目1番地12  
文教常任委員会委員  
公明党議員クラブ

水口 和夫議員



大字砂937番地9  
厚生常任委員会委員  
公明党議員クラブ

菊地 実議員



大字的場2,180番地5  
建設常任委員会委員  
無所属議員クラブ

宇津木 克雄議員



大字小ヶ谷958番地  
建設常任委員会委員  
自民党議員クラブ

戸田 正雄議員



大字山田1,825番地  
建設常任委員会委員  
自民党議員クラブ

荒井 習一議員



大字笠幡2,614番地  
文教常任委員会委員  
自民党議員クラブ

岩崎 靖夫議員



旭町1丁目11番地8  
文教常任委員会委員  
自民党議員クラブ

小金井 正三議員



大字寺尾638番地  
建設常任委員会委員  
自民党議員クラブ

金井 二郎議員



大字藤間547番地  
文教常任委員会委員  
自民党議員クラブ

石川 新平議員



菅原町4番地23  
厚生常任委員会委員  
自民党議員クラブ

小沢 善作議員



大字小室593番地  
総務常任委員会委員  
自民党議員クラブ

根岸 春吉議員



大字木野目1,059番地  
厚生常任委員会委員  
自民党議員クラブ

深田 綱三議員



大字下赤坂351番地3  
総務常任委員会委員  
自民党議員クラブ

天沼 半右衛門議員



大字古谷上4,238番地  
厚生常任委員会委員  
自民党議員クラブ

中村 光男議員



宮元町40番地30  
建設常任委員会委員  
民社党

中村 源次議員



大字笠幡4,884番地9  
建設常任委員会委員  
公明党議員クラブ

中野 清議員



久保町5番地3  
厚生常任委員会委員  
自民党議員クラブ

新山 昌司議員



大字的場2,065番地  
文教常任委員会委員  
社会党議員団

宇津木 清蔵議員



大字今福758番地  
建設常任委員会委員  
自民党議員クラブ

山村 健仁議員



大字的場2,439番地  
厚生常任委員会委員  
共産党議員団

川合 喜一議員



大字松郷1,107番地  
総務常任委員会委員  
自民党議員クラブ

清水 正平議員



大字並木224番地  
総務常任委員会委員  
無所属議員クラブ

武 定雄議員



石原町1丁目3番地2  
厚生常任委員会委員  
無所属議員クラブ

安田 健二郎議員



大字砂661番地  
文教常任委員会委員  
無所属議員クラブ



# 議席を決定

## 市議会委員会条例の一部改正など可決

五月十九日開会の市議会第二回臨時会において、審議し、可決された議案および、議会関係の事件案などの内容については、つぎのとおりです。

### 議席

議席の決定について

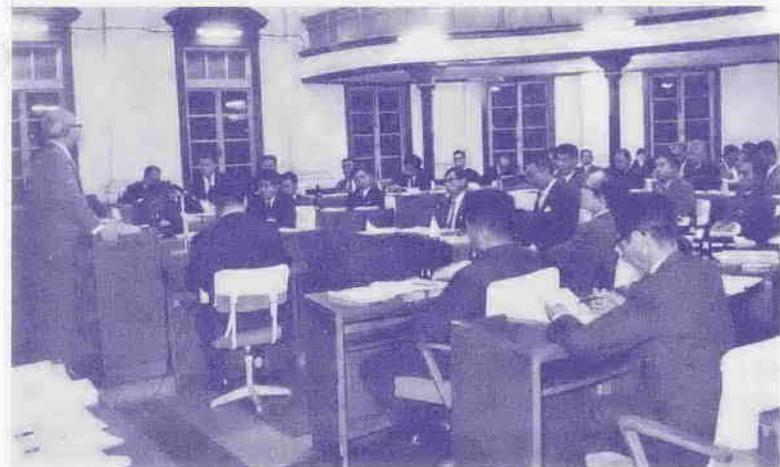
は、川越市議会会議規則第四条第一項の規定により、議席第一番より、議席第四十番まで、各議員の議席を決定したもので、つぎのとおりです。

- 一 番 木村 豊太郎 議員
- 二 番 山村 健仁 議員
- 三 番 原田 清 議員
- 四 番 伊藤 義郎 議員
- 五 番 犬竹 正雄 議員
- 六 番 宇津木 清蔵 議員
- 七 番 後閑 芳雄 議員
- 八 番 安田 謹之助 議員
- 九 番 間田 春二 議員
- 一〇番 新山 昌司 議員
- 一一番 栗原 定一 議長
- 一二番 森田 栄 議員
- 一三番 中里 甲子寿 議員
- 一四番 山口 登 議員
- 一五番 中野 清 議員
- 一六番 矢部 正左衛門 議員
- 一七番 山田 貞雄 議員
- 一八番 水村 高次 議員
- 一九番 中村 源次 議員
- 二〇番 大泉 清 議員
- 二一番 関根 永吉 議員
- 二二番 水口 和夫 議員
- 二三番 中村 光男 議員
- 二四番 菊地 実 議員
- 二五番 宇津木 克雄 議員
- 二六番 戸田 正雄 議員

- 二七番 天沼 半右エ門 議員
- 二八番 荒井 習一 議員
- 二九番 岩崎 靖夫 議員
- 三〇番 小金井 正三 議員
- 三一番 深田 綱三 議員
- 三二番 金井 二郎 議員
- 三三番 石川 新平 議員
- 三四番 小沢 善作 議員
- 三五番 根岸 春吉 議員
- 三六番 川合 喜一 議員
- 三七番 清水 正平 議員
- 三八番 武定 雄 議員
- 三九番 安田 健二郎 議員
- 四〇番 伊藤 宗 一 副議長

▽ 川越市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、市議会議員の増加にともない各常任委員会委員の定数が、従来九名でありましたのを、それぞれ、十名としたものであり、地方自治法第百十二条および会議規則第十四条の



- 規定により、提出者川合喜一議員賛成者、木村豊太郎議員ほか三名より提出され、可決されたもので、その結果、各常任委員会委員の定数は、つぎのとおりとなりました。
- ※ ※
- ▽ 総務常任委員会 十名
- ▽ 文教常任委員会 十名
- ▽ 厚生常任委員会 十名
- ▽ 建設常任委員会 十名
- ▽ 川越市庁舎建設委員会条例の選任について

### 一部を改正する条例を改めるときに

は、市議会議員の定数の増加にともない、従来、庁舎建設委員会の委員を一委員四十五人以内で組織する」と、あるを「委員五十人以内で組織する」とあらため、また「市議会の議員、三十六人」を「市議会の議員」とし「知識経験者で市長の委嘱するもの、九人以内」を「十人以内」と改正したものであります。

川越市議会常任委員会委員の選任について

は、川越市議会常任委員会条例第五条の規定により、各常任委員の委員を、決定いたしました。議員のそれぞれの、常任委員会の所属については、別掲のとおりです。



五月十一日午後十一時より前十時より平塚橋畔において「平塚橋竣工祝賀、渡り初め式」がおこなわれ、栗原議長、伊藤副議長ならびに議員多数が、出席いたしました。

五月二十二日午前十時より川越市じん芥焼却場において「川越市じん芥焼却場火入れ式」がおこなわれ、栗原議長、伊藤副議長ならびに議員多数が、出席いたしました。

五月二十四日午前十一時三十分、唐津市議会議員が、行政視察のため来庁し「市行政全般について」視察されました。また、午後一時三十分より「勤労青少年ホーム」において「川越市庁舎建設委員会」が開催され、栗原議長、伊藤副議長ならびに議員多数が出席いたしました。

五月二十五日午前十時より「川越市古谷公民館竣工式」がおこなわれ、栗原議長、伊藤副議長ならびに関係議員が、出席いたしました。

五月二十六日午後二時より桶川市において「太郎右エ門永久橋架設促進期成同盟会通常総会」が開催され、栗原議長が、出席いたしました。

五月二十七日午前十時より飯能市において「人間川開発期成同盟会定期総会」が開催され、栗原議長が、出席いたしました。

### 農業委員を推せん

農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定により「川越市農業委員会委員」として、つぎの四名の委員が、五月十九日開会の市議会第二回臨時会において、推せんされました。

- ▽ 農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定による選任委員の推せんについて
- ※ ※
- 矢部 正左衛門 議員
- 川越市大字平塚新田二番地
- 明治三十六年二月十二日生
- 大泉 清 議員

### 監査委員を同意

地方自治法第九十六条第一項の規定により「川越市監査委員」を、選任されたいと、五月十九日開会の市議会第二回臨時会に、提

案されましたので、提案理由の説明、質疑ののち、採決した結果、つぎの議員が、同意されました。

▽ 監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 金井 二郎 議員
- 川越市大字藤岡
- 明治三十七年七月十七日生
- 栗原 定一 議長
- 叙勲される

多年にわたり、地方自治仲展のため尽力された功により、栗原定一市議会議長が、春の叙勲にさいし、勲五等瑞宝章の榮に浴しました。